

防府市民間社会福祉事業振興資金借入金利息補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市民間社会福祉事業振興資金融資要綱により融資を受けた社会福祉施設を営む法人又は個人（以下「法人等」という。）に対する借入金の利息（延滞利息を除く。以下同じ。）に係る補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額等)

第2条 借入金の利息に係る補助金の額は、各年度ごとに、当該借入金の利率に2分の1を乗じ（3%を限度とする。）計算して得た額の範囲内とする。（円未満端数切捨）

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする法人等は、防府市民間社会福祉事業振興資金借入金利息補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して、当該年度2月末までに市長に提出するものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、市長が定めるものとする。

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市民間社会福祉事業振興資金借入金利息補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を当該法人等に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条の規定による通知を受けた法人等は、利息を支払ったことを証する書類を添付して市長に補助金交付請求をするものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第6条 補助金の交付を受けた法人等は、当該補助金の収支に関する帳簿その他の関係書類を整備し、当該年度の翌年度の初日から起算

して5年間これを保管しておかなければならない。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた法人等に対し、報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた法人等が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 提出書類に誤りがあったとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部又は一部の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を交付しているときは、当該法人等に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

2 防府市社会福祉事業振興資金利子補給要綱(昭和52年10月1日施行)は、廃止する。

3 この要綱の規定は、平成8年4月1日以後に借り入れた資金について適用し、同日前に借り入れた資金については、従前どおりとする。